

養子縁組のこと (養親・養子とも 日本国籍の場合)

注意事項

一般的に、申立てが多い類型のものを示したものであり、必ずしもあなたのケースに合致するとは限りません。どの手続きをとるべきか判別できない場合は、弁護士等の専門家に相談したり、家庭裁判所にお問い合わせください。なお、裁判所は、手続案内は可能ですが、法律相談や身の上相談に乗ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

スタート

はじめに、上記の「注意事項」を必ずご確認ください。

申立書ほか提出書面の書式等(宇都宮)

